

環境物品等の調達の推進を図るための方針

警 察 庁

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、平成16年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき公表する。

特定調達物品等の平成16年度における調達の目標

平成16年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成16年3月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類

<p>情報用紙 コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 OCR用紙 写真感光紙 印刷用紙 衛生用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー</p>	<p>調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。</p>
---	-------------------------------------

2. 文具類

<p>シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台</p>	<p>調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。</p>
---	-------------------------------------

朱肉
印章セット
ゴム印
回転ゴム印
定規
トレー
消しゴム
ステーブラー
ステーブラー針リムーバー
連射式クリップ(本体)
事務用修正具(テープ)
事務用修正具(液状)
クラフトテープ
粘着テープ(布粘着)
両面粘着紙テープ
製本テープ
ブックスタンド
ペンスタンド
クリップケース
はさみ
マグネット(玉)
マグネット(バー)
テープカッター
パンチ(手動)
モルトケース(紙めくり用
スポンジケース)
紙めくりクリーム
鉛筆削(手動)
O A クリーナー
 (ウエットタイプ)
O A クリーナー(液タイプ)
ダストブロワー
レターケース
メディアケース
 (F D ・ C D ・ M O 用)
マウスパッド
O A フィルター(デスクト
ップ(C R T ・ 液晶)用)
丸刃式紙裁断機
カッターナイフ
カッティングマット
デスクマット

<p> OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり（液状）<u>（補充用を含む。）</u> のり（澱粉のり）<u>（補充用を含む。）</u> のり（固形） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート タックラベル インデックス 付箋紙 <u>付箋フィルム</u> 黑板拭き ホワイトボード用イレーザ ー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） </p>	
---	--

3 . 機器類

<p> いす 机 棚 </p>	<p> 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 </p>
---------------------------	---------------------------------------

収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	
---	--

4 . O A 機器

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
電子計算機	
プリンタ プリンタ・ファクシミリ兼用機	
ファクシミリ	
スキャナ	
磁気ディスク装置	
ディスプレイ	
シュレッダー	
デジタル印刷機	

5 . 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
テレビジョン受信機	

ビデオテープレコーダー	
電気便座	

6. エアコンディショナー等

エアコンディショナー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
ガスヒートポンプ式冷暖房機	
ストーブ	

7. 温水器等

電気給湯器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
ガス温水機器	
石油温水機器	
ガス調理機器	

8. 照明

蛍光灯照明器具	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
蛍光管	

9. 自動車等

9 - 1 自動車

(1) 一般公用車

排出ガス75%低減かつ省エネ法基準達成自動車40台を調達予定

(2) 一般公用車以外の自動車

警察活動上支障がないと認められる自動車について調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

9 - 2 I T S 対応車載器

E T C 対応車載器	調達の予定はない。
V I C S 対応車載機	4 5 5 台を調達予定

1 0 . 制服・作業服

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

1 1 . インテリア・寝装寝具

カーテン	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
織じゅうたん ニードルパンチカーペット	
毛布 ふとん	
ベッドフレーム マットレス	

1 2 . 作業手袋

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

1 3 . その他繊維製品

集会用テント ブルーシート	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
防球ネット	

1 4 . 設備

太陽光発電システム 太陽熱利用システム 燃料電池 生ゴミ処理機	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

15 . 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置づけられた資材・建設機械を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。

なお、目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

16 . 役務

省エネルギー診断	調達予定なし。
印刷	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
食堂	調達予定なし。
自動車専用タイヤ更生	調達予定なし。
自動車整備	調達目標は100%とする。

特定調達物品等以外の平成16年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

環境物品の選択に当たっては、適切な品目についてはエコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努める。

また、OA機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。

その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1．庁内に環境物品等の調達を推進するための体制として「環境物品等調達推進委員会」及びワーキンググループとして「環境物品等調達推進委員会幹事会」を設ける。体制は、別記のとおりとする。
- 2．本調達方針の適用範囲は、国家公安委員会、警察庁、附属機関、各管区警察局、東京都警察通信部及び北海道警察通信部（方面を含む。）とする。
- 3．調達の実績は、各品目ごとに取りまとめ、警察庁ホームページにおいて公表する。
- 4．調達する品目に応じて、エコマーク、スターマーク等の既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努めることとする。
- 5．物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
- 6．事業者の選定にあたっては、その規模に応じてISO14001を取得している者、環境活動評価プログラム等により環境管理を行っている者又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するものとする。
- 7．調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン購入を推進するものとする。
- 8．調達方針に基づく調達担当窓口は長官官房会計課とする。

環境物品等調達推進体制

(環境物品等調達推進委員会の体制)

委員長	官房長
副委員長	長官官房会計課長
委員	生活安全局生活安全企画課長
	刑事局刑事企画課長
	組織犯罪対策部企画分析課長
	交通局交通企画課長
	警備局警備企画課長
	外事情報部外事課長
	情報通信局情報通信企画課長

委員会に特定の事項を処理するため、ワーキング・グループを置くことができる。
委員会の事務局を長官官房会計課に設置する。

(環境物品等調達推進委員会幹事会の体制)

幹事長	長官官房会計課企画官
幹事	生活安全局生活安全企画課理事官
	刑事局刑事企画課理事官
	組織犯罪対策部企画分析課理事官
	交通局交通企画課理事官
	警備局警備企画課理事官
	外事情報部公安課理事官
	情報通信局情報通信企画課理事官

幹事会の事務局を長官官房会計課に設置する。